	十成26年3月1日 中成
法 令 等 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第4条の4第2項
処分の概要	許可猟銃等に係る打刻命令
原権者 (委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)第4条の4第2項 (番号又は記号の打刻)銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第18条(打刻命令)
処 分 基 準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問い合わせ先	住所地又は事業場(法人の場合)の所在地を管轄する警察署生活安全課 保安係
備考	